

問 1

CFP[®]認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 以下の文章は、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下「協会」という）の「会員倫理規程」の抜粋である。以下の文章の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、以下の文章における「会員」とは協会の会員をいう。

第2条 会員は、顧客に対して、その業務の適正、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ（ア）方法で提供しなければならない。

第3条 会員は、（イ）がある場合は、これを顧客に開示しなければならない。

第8条 会員は、自己が（ウ）の見解を代弁しているとの印象を顧客に与えてはならない。

1. (ア) 道理に適った (イ) 利益相反事項 (ウ) 協会
2. (ア) 道理に適った (イ) 業務契約書 (ウ) 業界
3. (ア) 客観的な (イ) 業務契約書 (ウ) 協会
4. (ア) 客観的な (イ) 利益相反事項 (ウ) 業界

(問題 2)

(設問B) ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法を順守することが重要である。関連業法の順守に関する次の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。

(ア) 投資助言・代理業の登録をしていないFPが、顧客から依頼され、特定の企業の有価証券の経済的価値を独自に分析し、具体的な投資時期等を判断して顧客に助言し報酬を得た。

(イ) 税理士ではないFPが、被相続人から生前に資産運用について相談を受けて作成していた資産台帳を基に、各相続人の具体的な相続税の額を計算し、相続人に説明した。

(ウ) 弁護士ではなく、遺言者や公証人との利害関係がないFP（成年者）が、当該遺言者の公正証書遺言の作成に当たり証人となった。

1. (ア) は適切であるが、(イ) および (ウ) は不適切。
2. (イ) は適切であるが、(ア) および (ウ) は不適切。
3. (ウ) は適切であるが、(ア) および (イ) は不適切。
4. (ア)、(イ)、(ウ) はすべて不適切。

(問題3)

(設問C)「金融商品の販売等に関する法律(金融商品販売法)」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 金融商品販売業者が重要事項の説明をしなかったことにより顧客に損害が生じた場合、金融商品販売業者は損害賠償責任を負うとされているが、損害額の算定方法についての定めはない。
2. 国内の商品先物取引は、金融商品販売法が適用される。
3. 金融商品販売業者が金融商品等の販売に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ勧誘方針を定めなければならないが、公表の必要はない。
4. 金融商品販売業者は、金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、重要事項について説明しなければならない。

問2

CFP[®]認定者にとって、ライフプランニングに関する最新の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題4)

(設問A) 公的年金の財政検証に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

財政検証は、少なくとも(ア)、公的年金の財政の現況および見通しの作成を行い、長期的な年金財政の健全性を検証する目的で実施されている。また、次の財政検証までに所得代替率が(イ)を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付および負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるとされている。

1. (ア) 4年ごとに一度 (イ) 50%
2. (ア) 4年ごとに一度 (イ) 60%
3. (ア) 5年ごとに一度 (イ) 50%
4. (ア) 5年ごとに一度 (イ) 60%

(問題5)

(設問B) 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づく年金生活者支援給付金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 老齢年金生活者支援給付金は、老齢基礎年金の受給者本人およびその人と同一世帯の全員が、市町村民税非課税であることが要件とされている。
2. 老齢年金生活者支援給付金は、老齢基礎年金を繰り上げて受給している65歳未満の人には支給されない。
3. 年金生活者支援給付金を受給するには、毎年、請求手続きをする必要がある。
4. 遺族年金生活者支援給付金は、遺族基礎年金の受給者で、受給者本人の前年の所得(1月から7月までの月分の遺族年金生活者支援給付金については、前々年の所得)が一定額以下であることが要件とされている。

(問題6)

(設問C) 会社員の浅見勇太さんは専業主婦の妻と3人の子の5人家族である。以下の<資料>に基づき、勇太さんが受け取ることができる児童手当の月額として、正しいものはどれか。なお、児童手当の支給要件は満たしているものとする。また、妻と3人の子は児童手当の金額の計算上、扶養親族等に該当するものとし、記載のない扶養親族はいないものとする。

<資料>

[浅見家のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
浅見 勇太	本人	48歳	前年の給与所得は750万円である。
浅見 洋子	妻	45歳	専業主婦
浅見 雄介	長男	16歳	高校1年生
浅見 恭平	二男	13歳	中学2年生
浅見 涼子	長女	9歳	小学3年生

※浅見家は勇太さん以外に収入はなく、勇太さんは上記給与所得のほかに収入はない。

[児童手当の金額]

支給対象児童	1人当たりの月額
0歳～3歳未満	15,000円(一律)
3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円※)
中学生	10,000円(一律)

※第3子以降とは、養育している18歳の到達年度の末日までにある子のうち、第3子以降(出生順で数える)をいう。

[手当を受け取る人の扶養親族等の数に応じた所得制限限度額]

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※手当を受け取る人の所得が所得制限限度額を超える場合、特例給付として中学校修了前の児童1人につき月額5,000円を支給する。

1. 10,000円
2. 15,000円
3. 20,000円
4. 25,000円

問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間・手取り）

牧村 賢治さん（本人・会社員）：540万円

牧村 理恵さん（妻・パート）：100万円

【支出に関する事項】

○基本生活費 年間280万円

○住宅関連費 持ち家（マンション）

住宅ローン：金利年2.0%（全期間固定）

元利均等返済（ボーナス返済なし）

債務者は賢治さんで70歳時完済予定

年間返済額は119万円

固定資産税等：年間14万円

管理費および修繕積立金：年間28万円

○教育費

- ・ 長男は公立高校に在学中で、大学は私立文系（四年制）への進学を予定している。
- ・ 長女は公立中学校に在学中で、高校は私立、大学は私立文系（四年制）への進学を予定している。

	中学校		高校		大学	
	公立	私立	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	40万円	120万円	40万円	90万円	160万円	190万円
入学一時金	15万円	40万円	15万円	30万円	30万円	35万円

○生命保険料 年間36万円

○その他支出 毎年24万円

○一時的支出

家族旅行：2022年に40万円、2026年と2029年にそれぞれ50万円

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。
- ・ <資料>の金額はすべて2020年（基準年）時点の現在価値である。

＜現状のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
家族・年齢	牧村 賢治	本人	43	44	45	46	47	48	49	50
		理恵	妻	45	46	47	48	49	50	51
		大介	長男	17	18	19	20	21	22	23
		結菜	長女	14	15	16	17	18	19	20
ライフイベント					長男 大学入学 長女 高校入学 家族旅行			長女 大学入学	長男就職 家族旅行	
			変動率							
収入	給与収入(本人)	1.0%	540						573	579
	給与収入(妻)	0.0%	100	100	100	100	100	100	100	100
	収入合計	—	640						673	679
支出	基本生活費	1.0%	280	283	286	288	291	294	297	300
	住宅関連費	0.0%	161	161	161	161	161	161	161	161
	教育費(長男)	1.0%	40	40					0	0
	教育費(長女)	1.0%	40	40						
	生命保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	その他支出	1.0%	24	24	24	25	25	25	25	26
	一時的支出	1.0%	0	0		0	0	0	53	0
	支出合計	—	581				773	884	742	695
年間収支	—	59	61	(ア)		▲111	▲216	▲69	▲16	
預貯金等残高	1.0%	710				361	149	81	66	

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
家族・年齢	牧村 賢治	本人	51	52	53	54	55	56	57	58
		理恵	妻	53	54	55	56	57	58	59
		大介	長男	25	26	27	28	29	30	31
		結菜	長女	22	23	24	25	26	27	28
ライフイベント				長女就職 家族旅行						
			変動率							
収入	給与収入(本人)	1.0%			596	602	608	615	621	627
	給与収入(妻)	0.0%	100	100	100	100	100	100	100	100
	収入合計	—			696	702	708	715	721	727
支出	基本生活費	1.0%	303	306	309	312	316	319	322	325
	住宅関連費	0.0%	161	161	161	161	161	161	161	161
	教育費(長男)	1.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育費(長女)	1.0%	173	0	0	0	0	0	0	0
	生命保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	その他支出	1.0%	26	26	27	27	27	27	28	28
	一時的支出	1.0%	0		0	0	0	0	0	0
	支出合計	—	699			536	540	543	547	550
年間収支	—	▲14			166	168	172	174	177	
預貯金等残高	1.0%	53			495	668	847	1,029	1,216	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。

ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題7)

(設問A) 牧村さん夫婦は、今後の資金計画や住宅ローンの返済などについて、CFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. ▲166
2. ▲172
3. ▲207
4. ▲213

(問題8)

(設問B) 理恵さんは、今後、教育費の負担も重くなることから、収入を増やしたいと考え、CFP[®]認定者に相談し、以下の〈見直しの内容〉を反映させたキャッシュフロー表を作成してもらうことにした。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(イ)、(ウ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

〈見直しの内容〉

- ・ 理恵さんの給与収入(年間・手取り): 2021年より、年間110万円(2021年時点の現在価値)となる。
- ・ 住宅関連費: 2021年に住宅ローンの借換えを行うことにより、年間返済額は2021年以降、年間9万円減少する。なお、借換えにかかる諸費用の支出は40万円(2021年時点の現在価値)である。
- ・ 生命保険料: 保険の見直しにより、2021年以降、毎年の保険料を5万円減らす。

1. (イ) 45 (ウ) 381
2. (イ) 45 (ウ) 392
3. (イ) 85 (ウ) 381
4. (イ) 85 (ウ) 392

＜見直し後のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
家族・年齢	牧村 賢治	本人	43	44	45	46	47	48	49	50
		理恵	妻	45	46	47	48	49	50	51
		大介	長男	17	18	19	20	21	22	23
		結菜	長女	14	15	16	17	18	19	20
ライフイベント		変動率			長男 大学入学 長女 高校入学 家族旅行			長女 大学入学	長男就職 家族旅行	
収入	給与収入(本人)	1.0%	540							579
	給与収入(妻)	1.0%	100							117
	収入合計	—	640							696
支出	基本生活費	1.0%	280	283	286	288	291	294	297	300
	住宅関連費	0.0%	161							
	教育費(長男)	1.0%	40	40					0	0
	教育費(長女)	1.0%	40	40						
	生命保険料	0.0%	36							
	その他支出	1.0%	24	24	24	25	25	25	25	26
	一時的支出	1.0%	0	0		0	0	0	53	0
支出合計	—	581				759	870	728	681	
年間収支	—	59	(イ)			▲84	▲188	▲39		15
預貯金等残高	1.0%	710				423	239	202		219

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
家族・年齢	牧村 賢治	本人	51	52	53	54	55	56	57	58
		理恵	妻	53	54	55	56	57	58	59
		大介	長男	25	26	27	28	29	30	31
		結菜	長女	22	23	24	25	26	27	28
ライフイベント		変動率		長女就職 家族旅行						
収入	給与収入(本人)	1.0%				602	608	615	621	627
	給与収入(妻)	1.0%				122	123	124	125	126
	収入合計	—				724	731	739	746	753
支出	基本生活費	1.0%	303	306	309	312	316	319	322	325
	住宅関連費	0.0%								
	教育費(長男)	1.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育費(長女)	1.0%	173	0	0	0	0	0	0	0
	生命保険料	0.0%								
	その他支出	1.0%	26	26	27	27	27	27	28	28
	一時的支出	1.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
支出合計	—	685			522	526	529	533	536	
年間収支	—	18			202	205	210	213		217
預貯金等残高	1.0%	239	(ウ)		790	1,003	1,223	1,448		1,679

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題9)

(設問C) 会社員の三上さんは、2031年1月末に定年退職をする予定である。三上さんは退職後の生活資金と教育資金を準備するため、2021年2月1日から資金運用を開始する。定年退職後は蓄えた資金と退職一時金を複利運用しながら、30年間にわたり毎年1月末に一定金額を取り崩して受け取るほか、自動車の購入に充てたいと考えている。以下の<条件>に基づく場合、2025年2月1日からの6年間にわたり毎年1月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

<条件>

- ・ 用意した貯蓄350万円(2021年1月末時点)を、2021年2月1日から2025年1月末までの4年間、年利1.0%で複利運用する。
- ・ 2021年2月1日から2025年1月末までの4年間は、毎年1月末に20万円を積み立てながら、年利1.0%で複利運用する。
- ・ 2025年1月末に上記で蓄えた資金から教育資金として240万円を取り崩し、残額については2025年2月1日から2031年1月末までの6年間は、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2025年2月1日から2031年1月末までの6年間、毎年1月末に一定金額を積み立てながら、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2031年1月末に退職一時金1,200万円(手取り額)を受け取る。
- ・ 退職時から30年間、蓄えた資金と受け取った退職一時金を年利1.5%で複利運用しながら毎年1月末に60万円ずつ取り崩す。
- ・ 退職時から4年間、年利1.5%で複利運用し、2035年1月末に自動車購入資金として210万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	1.041	1.061	1.082
6年	1.062	1.093	1.126
30年	1.348	1.563	1.811

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.961	0.942	0.924
6年	0.942	0.915	0.888
30年	0.742	0.640	0.552

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	4.060	4.091	4.122
6年	6.152	6.230	6.308
30年	34.785	37.539	40.568

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	3.902	3.854	3.808
6年	5.795	5.697	5.601
30年	25.808	24.016	22.396

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.256	0.259	0.263
6年	0.173	0.176	0.179
30年	0.039	0.042	0.045

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.246	0.244	0.243
6年	0.163	0.161	0.159
30年	0.029	0.027	0.025

1. 33万円
2. 35万円
3. 38万円
4. 40万円

(問題10)

(設問D) 2021年3月末に定年退職を迎える西岡さんは、退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金の合計2,000万円を、2021年4月1日から複利運用しながら取り崩して生活費などに充てる計画を立てている。以下の<条件>に基づく場合、2031年4月1日から2041年3月末までの10年間、毎年3月末に取り崩すことができる一定金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

<条件>

- ・ 退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金の合計2,000万円を2021年4月1日から2031年3月末までの当初10年間は、年利1.5%で複利運用しながら毎年3月末に70万円を取り崩す。
- ・ 2031年4月1日から2041年3月末までの10年間は、年利1.0%で複利運用しながら毎年3月末に一定額を取り崩す。
- ・ 2041年4月1日から2051年3月末までの10年間は、年利1.0%で複利運用しながら毎年3月末に50万円を取り崩す。
- ・ 2021年4月1日から5年間にわたり年利1.5%で複利運用した後、5年経過後の2026年3月末に自宅のリフォーム資金として、500万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%
5年	1.051	1.077
10年	1.105	1.161

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%
5年	0.951	0.928
10年	0.905	0.862

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%
5年	5.101	5.152
10年	10.462	10.703

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%
5年	4.853	4.783
10年	9.471	9.222

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%
5年	0.206	0.209
10年	0.106	0.108

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%
5年	0.196	0.194
10年	0.096	0.093

1. 51万円
2. 55万円
3. 59万円
4. 64万円

問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題11)

(設問A) 橋口さんは、以下の<住宅ローン>について返済額軽減型の繰上げ返済を検討中である。借入れから15年が経過した時点(返済回数180回終了後)で、残存期間に適用される金利が年2.50%となった場合、毎月の返済額(元利合計)が当初の15年間と変わらないようにするために必要な繰上げ返済額として、正しいものはどれか。なお、繰上げ返済のための手数料等については考慮しないこと。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

<住宅ローン>

- ・ 借入金利：年1.25% (当初15年間固定金利)
- ・ 返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし)
- ・ 返済期間：25年 (返済回数300回)
- ・ 借入額：2,800万円
- ・ 当初の一定期間に適用される金利のみが決まっている元利均等返済の住宅ローンの当初の一定期間の返済額(元利合計)は、当初の一定期間に適用される金利が完済まで適用されるものとして計算される。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数 (1ヵ月用)]

期間	1.25%	2.50%
10年	1.13307	1.28369
15年	1.20611	1.45442
25年	1.36662	1.86703

[現価係数 (1ヵ月用)]

期間	1.25%	2.50%
10年	0.88255	0.77900
15年	0.82911	0.68756
25年	0.73173	0.53561

[年金終価係数 (1ヵ月用)]

期間	1.25%	2.50%
10年	127.75174	136.17194
15年	197.86804	218.12350
25年	351.95102	416.17523

[年金現価係数 (1ヵ月用)]

期間	1.25%	2.50%
10年	112.74785	106.07840
15年	164.05438	149.97243
25年	257.53475	222.90742

[資本回収係数 (1ヵ月用)]

期間	1.25%	2.50%
10年	0.00887	0.00943
15年	0.00610	0.00667
25年	0.00388	0.00449

[減債基金係数 (1ヵ月用)]

期間	1.25%	2.50%
10年	0.00783	0.00734
15年	0.00505	0.00458
25年	0.00284	0.00240

1. 73万円
2. 84万円
3. 114万円
4. 125万円

(問題 1 2)

(設問B) 山根さん(会社員・年収650万円)は、住宅購入を計画しており、CFP®認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 用意した住宅購入資金500万円と父から贈与される100万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が、現在の年収の20%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年1.10%(全期間固定)、返済期間30年(返済回数360回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は、3,263円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の10%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 3,520万円
2. 3,560万円
3. 3,860万円
4. 3,920万円

(問題 13)

(設問C) 谷口さんは、2020年11月1日に住宅ローンを利用して新築住宅を取得し、同年11月末に居住を開始する。2020年分の所得税の計算上、以下の<資料>に基づき算出される住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）の金額として、正しいものはどれか。なお、すまい給付金および住宅ローン控除を受けるための要件を満たしているものとする。また、記載のない事項および住宅ローン控除前の所得税の額および住民税の額については考慮しないものとする。

<資料>

[谷口さんが取得した住宅のデータ]

- ・ 取得の対価として2,500万円（消費税率10%込み）を住宅メーカーに支払った。
- ・ 谷口さんが単独で所有している。
- ・ 認定長期優良住宅および認定低炭素住宅には該当しない。

[谷口さんのデータ]

- ・ 2020年度の都道府県民税の所得割額は、7.4万円であるものとする。
- ・ 住宅の取得に当たり、KW銀行から返済期間35年で住宅ローンの借入れをしており、2020年12月末時点での借入金残高は、2,480万円であるものとする。
- ・ 住宅の取得に当たり、すまい給付金を受け取った。

[すまい給付金]

- ・ 給付額：給付基礎額×持分割合
- ・ 給付基礎額

都道府県民税の所得割額		給付基礎額
7.60万円以下		50万円
7.60万円超	9.79万円以下	40万円
9.79万円超	11.90万円以下	30万円
11.90万円超	14.06万円以下	20万円
14.06万円超	17.26万円以下	10万円

1. 24.3万円
2. 24.5万円
3. 24.8万円
4. 25.0万円

(問題 14)

(設問D) 住宅金融支援機構の各種住宅ローンに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. フラット35は、保証人は不要であり、繰上げ返済や返済方法の変更を行う場合の手数料も不要である。
2. フラット35Sは、省エネルギー性、耐震性などにつき、一定の技術基準を満たす質の高い住宅を取得する場合、借入金利を一定期間引き下げる制度である。
3. リ・バース60は、契約者が存命中の毎月の支払いは利息のみで、元金の返済はない。
4. リ・バース60は、他の住宅ローンからの借換えには利用することができない。

(問題 15)

(設問E) 日本学生支援機構の給付型奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問における給付型奨学金とは、2020年4月以降に進学・進級する学生を対象としたものをいう。

1. 給付型奨学金は、貸与型奨学金と併用することができない。
2. 給付型奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の免除または減額も同時に受けることができる。
3. 給付型奨学金の給付月額、世帯の所得区分に応じ、進学先の大学等の国公立・私立の別、自宅通学・自宅外通学の別により定められている。
4. 給付型奨学金は、国内の大学院への進学に利用することができない。

(問題 16)

(設問F) 日本政策金融公庫の教育一般貸付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 融資対象となる学校は、中学校卒業以上の人を対象とする修業年限が1年以上の教育施設に限られる。
2. 受験時の交通費や宿泊費は、融資資金の用途として認められる。
3. 貸出金利は、変動金利または固定金利のいずれかを選択することができる。
4. 母子家庭、父子家庭および交通遺児家庭における返済期間の上限は15年である。

(問題 17)

(設問G) 永井さんは、2020年7月に国内旅行代金30万円、同年9月にパソコンの購入代金10万円の支払いにクレジットカードを利用し、いずれもリボルビング払いにより返済している。永井さんの返済に係る下表の空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、利息の計算に当たっては月割り計算し、円未満の端数は切り捨てること。

<返済条件>

利息：前月末の残高に対して年利15%

毎月返済額：3万円(元利定額払い)

<元利定額リボルビング払い返済表>

(単位：円)

返済年月	返済額			月末残高
		利息	元金	
2020年7月	—	—	—	300,000
8月	30,000			
9月	30,000			
10月	30,000			(ア)

※問題作成の都合上、表の一部を空欄にしてある。

1. 220,260
2. 270,885
3. 321,400
4. 321,510

(問題 18)

(設問H) 貸金業法の総量規制に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 事業として行われている定期的な不動産の賃貸による収入は、総量規制の基準額の算定において定期的な収入に含まれる。
2. 貸金業者に提出する収入を証明する書類には、納税通知書や納税証明書が含まれる。
3. 自動車の購入に必要な資金の貸付けで、当該自動車が譲渡により担保の目的となっている貸付けは、総量規制の対象とならない。
4. 銀行のカードローンは、総量規制の対象とならない。

問5

働き方とその関連法令等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題19)

(設問A) 労働基準法に基づく労働時間に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれも労働基準法に定められた三六協定を締結しているものとする。また、時間外労働の上限規制の適用の猶予および除外については考慮しないものとする。

1. 就業規則により定められている1日当たりの労働時間が休憩時間を除き7時間である事業場において、労働者が1日に8時間労働した場合は、時間外労働とならない。
2. 時間外労働の上限は、原則として、月45時間・年360時間とされ、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできない。
3. 時間外労働と休日労働の合計は、1年を通して常に、1ヵ月当たり100時間未満、どの2ヵ月から6ヵ月の期間の平均をとっても、それぞれ1ヵ月当たり80時間以内としなければならない。
4. フレックスタイム制における清算期間は、6ヵ月以内とされている。

(問題 20)

(設問B) GX株式会社で働いている川久保さんは、最低賃金法における最低賃金と比較するために自身の2020年10月分の賃金を計算してみることにした。以下の<資料>に基づく、最低賃金の対象となる、時間当たりに換算した賃金額として、正しいものはどれか。

<資料>

[川久保さんに支払われた2020年10月分の賃金]

基本給	155,000円	月給制
皆勤手当	15,000円	月給制
時間外手当	35,000円	割増賃金含む
通勤手当	5,000円	
合計	210,000円	

※川久保さんは、2020年10月に欠勤および早退等はしていない。

※上記以外に賃金の支払いはない。

[川久保さんの労働条件]

年間所定労働日数：250日

1日の所定労働時間：8時間

[時間当たりに換算した賃金額の計算方法]

月給制の場合： $(\text{賃金月額} \times 12 \text{ ヶ月}) \div (\text{年間所定労働日数} \times 1 \text{ 日の所定労働時間})$

1. 930円
2. 1,050円
3. 1,140円
4. 1,260円

(問題 2 1)

(設問C) 柴田さん(29歳)は、2020年10月末日に7年間継続勤務していたHA株式会社を自己都合により退職した。以下の<資料>に基づいて計算した柴田さんに支給される雇用保険の基本手当の日額として、正しいものはどれか。なお、柴田さんはこれまで基本手当の給付を受けたことはなく、解答に当たっては円未満を切り捨てること。

<資料>

[柴田さんの2020年5月から2020年10月までの給与等の状況] (単位:円)

月別実出勤日数	基本給	時間外手当	通勤手当	賞与 (年1回)
5月分 18日	240,000	20,000	9,000	—
6月分 20日	240,000	23,000	9,000	360,000
7月分 21日	240,000	18,000	9,000	—
8月分 19日	240,000	23,000	9,000	—
9月分 21日	240,000	22,000	9,000	—
10月分 21日	240,000	20,000	9,000	—
合計 120日	1,440,000	126,000	54,000	360,000

※賃金締切日は月の末日であるものとする。

※その他支給額:退職金(10月末日)700,000円

[基本手当の日額の計算式(離職時の年齢が29歳以下)]

賃金日額(W)	基本手当の日額
2,500円以上 5,010円未満	0.8W
5,010円以上 12,330円以下	$0.8W - 0.3 \{ (W - 5,010) / 7,320 \} W$
12,330円超 13,630円以下	0.5W
13,630円(上限額)超	6,815円(上限額)

1. 5,728円
2. 6,099円
3. 6,750円
4. 6,815円

(問題 2 2)

(設問D) 雇用保険の一般教育訓練給付金の支給対象者に関する次の記述の空欄 (ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 一般教育訓練給付の対象講座の受講開始日において雇用保険の被保険者である人については、支給要件期間が (ア) 以上ある人で、初めて教育訓練給付金を受給する場合は (イ) 以上ある人である。
- ・ 一般教育訓練給付の対象講座の受講開始日において雇用保険の被保険者でない人については、上記の支給要件期間に加え、被保険者資格を喪失した日 (離職日の翌日) 以降、受講開始日までが1年以内の人であるが、妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大 (ウ) 以内の人である。

1. (ア) 2年 (イ) 6ヵ月 (ウ) 10年
2. (ア) 2年 (イ) 6ヵ月 (ウ) 20年
3. (ア) 3年 (イ) 1年 (ウ) 10年
4. (ア) 3年 (イ) 1年 (ウ) 20年

(問題 2 3)

(設問 E) KX 株式会社に勤務する千田さんは、2021 年 2 月末日に 60 歳の定年を迎えた後も会社の継続雇用制度を利用して 65 歳まで働き続けたいと考えている。以下の〈資料〉に基づいて計算した千田さんの雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金の支給額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については、高年齢雇用継続基本給付金の支給要件を満たしているものとする。また、賃金低下率は表示単位の小数点以下第 3 位を四捨五入、支給額は円未満を切り捨てるものとする。

〈資料〉

[千田さんのデータ]

- ・ 60 歳到達時の賃金月額：550,000 円
- ・ 支給対象月に支払われた賃金額：326,000 円

[高年齢雇用継続基本給付金の支給額の計算式]

- ・ 賃金低下率 (※) が 61% 未満の場合
支給額 = 支給対象月に支払われた賃金額 × 15%
- ・ 賃金低下率 (※) が 61% 以上 75% 未満の場合

$$\text{支給額} = -\frac{183}{280} \times \text{支給対象月に支払われた賃金額} + \frac{137.25}{280} \times 60 \text{ 歳到達時の賃金月額}$$

$$(\text{※}) \text{ 賃金低下率 (\%)} = \frac{\text{支給対象月に支払われた賃金額}}{60 \text{ 歳到達時の賃金月額}} \times 100$$

[高年齢雇用継続基本給付金の限度額等]

賃金月額の上限度額	476,700 円
支給限度額	363,344 円
最低限度額	2,000 円

1. 2,000 円
2. 20,603 円
3. 48,900 円
4. 56,533 円

(問題 2 4)

(設問 F) 雇用保険の被保険者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 週の所定労働時間が20時間以上であり、同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれる人は、被保険者とされる。
2. 大学卒業を予定している学生であって、適用事業に雇用され、卒業後も引き続きその事業に雇用されることとなっている人は、被保険者とされる。
3. 季節的に雇用される人のうち、4ヵ月を超える期間を定めて雇用される人であって、週の所定労働時間が30時間以上である人は、短期雇用特例被保険者とされる。
4. 65歳に達した日以後に新たに雇用される人（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く）は、高年齢被保険者とされない。

(問題 2 5)

(設問 G) 雇用保険法に基づく介護休業給付金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 介護休業給付金の支給対象となる家族に、被保険者の配偶者の父母は含まれない。
2. 介護休業給付金の支給期間は、同一対象家族について最長1年6ヵ月である。
3. 介護休業給付金の支給申請書は、介護休業終了後、終了日の翌日から起算して2ヵ月を経過する日の属する月の末日までに提出しなければならない。
4. 介護休業給付金の額は、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の100分の50に相当する額である。

問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。以下、全国健康保険協会管掌健康保険を「協会けんぽ」とします。

(問題26)

(設問A) 健康保険法および厚生年金保険法における適用事業所に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 法人の事業所で常時使用する従業員が3人の製造業は、強制適用事業所とされる。
2. 個人の事業所で常時使用する従業員が4人の運送業は、強制適用事業所とされない。
3. 個人の事業所で常時使用する従業員が10人の飲食業は、強制適用事業所とされる。
4. 個人の事業所で常時使用する従業員が2人の税理士事務所は、厚生労働大臣の認可を受けることにより、適用事業所となることができる。

(問題 27)

(設問B) 個人事業主の湯本康太さん(43歳)は、妻と子の4人でTP市に居住している。以下の<資料>に基づく、康太さんが支払う2020年度分の国民健康保険と介護保険の保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、保険料減免措置の適用はないものとする。また、計算に当たっては、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分のそれぞれの世帯合計額について、百円未満の端数を切り捨てること。

<資料>

[湯本家のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
湯本 康太	本人(世帯主)	43歳	前年の総所得金額(事業所得) 530万円
湯本 輝美	妻	41歳	専業主婦
湯本 渚	長女	16歳	高校生
湯本 翔馬	長男	14歳	中学生

※家族4人は同一世帯であり、4人はそれぞれTP市の国民健康保険の被保険者である。

※上記以外の収入はない。

[TP市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額=前年の総所得金額等-基礎控除33万円

項目	所得割の率	均等割(1人当たり)
医療分	5.35%	34,200円
後期高齢者支援金等分	1.80%	11,400円
介護分	1.80%	14,000円

※医療分と後期高齢者支援金等分は、被保険者の年齢にかかわらずすべての被保険者について賦課される。介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者について賦課される。

※限度額については考慮しないものとする。

1. 641,000円
2. 655,000円
3. 683,000円
4. 684,700円

(問題 28)

(設問C) 以下の<資料>に基づく、木内さん(33歳)の2020年10月の給与の手取り額として、正しいものはどれか。なお、通勤手当や住民税の控除など記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[木内さんのデータ]

- ・ 2020年1月からMZ株式会社に正社員(役員ではない)として勤務し、健康保険(協会けんぽ)および厚生年金保険の標準報酬月額、被保険者資格取得時から現在まで28万円である。
- ・ 2020年10月の給与の総支給額(源泉所得税・社会保険料控除前)は30万円である。
- ・ 扶養親族等はない。

[給与の手取り額]

給与の総支給額 - (雇用保険料 + 健康保険料 + 厚生年金保険料) - 源泉徴収税額

[雇用保険料(被保険者負担分)]

給与の総支給額 × 0.3%

[健康保険料(被保険者負担分・介護保険非該当)]

標準報酬月額 × 5.0%

[厚生年金保険料(被保険者負担分)]

標準報酬月額 × 9.15%

[給与所得の源泉徴収税額表] (単位:円)

その月の社会保険料等 控除後の給与等の金額		扶養親族等の数
		0人
以上	未満	税額
254,000	257,000	6,750
257,000	260,000	6,850
260,000	263,000	6,960
263,000	266,000	7,070

1. 249,900円
2. 252,630円
3. 252,690円
4. 253,420円

(問題 29)

(設問D) 広尾達也さんは、家族3人でPA市に居住している(同一世帯である)。以下の<広尾家のデータ>に基づく国民年金の被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。
 なお、記載のない事項については、国民年金の被保険者となる要件を満たしているものとする。

<広尾家のデータ>

氏名	続柄	年齢	備考
広尾 達也	本人	55歳	自営業者であり、国民年金の第1号被保険者である。
広尾 澄子	妻	43歳	PB株式会社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者である。
広尾 隆二	長男	17歳	高校生であり、澄子さんの健康保険の被扶養者となっている。

1. 達也さんは、60歳に達した日に国民年金の第1号被保険者でなくなる。
2. 達也さんが60歳前に障害の状態となり障害基礎年金の受給者となった場合、受給権を取得した日に国民年金の第1号被保険者でなくなる。
3. 澄子さんが65歳になるまで厚生年金保険の被保険者としてPB社で働き続ける場合、60歳に達した日に国民年金の第2号被保険者でなくなる。
4. 隆二さんが18歳で就職して厚生年金保険の被保険者となった場合、20歳に達するまでは国民年金の第1号被保険者とされる。

問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題30）

（設問A）以下の＜資料＞に基づき、川野正浩さんが2020年7月に支払った医療費に係る協会けんぽの高額療養費（世帯合計額）を請求した場合、払戻しされる額として、正しいものはどれか。なお、いずれも健康保険限度額適用認定証を提示していないものとし、多数回該当および入院時の食事代等、記載のない事項については考慮しないものとする。

＜資料＞

[川野家の2020年7月の医療費等]

氏名	続柄	年齢	医療機関	入院／外来	医療費	自己負担額
川野 正浩	本人	55歳	KA病院	入院	62万円	186,000円
				外来	5万円	15,000円
川野 亜樹	妻	48歳	KB医院	外来	8万円	24,000円
川野 愛梨	長女	16歳	KC歯科医院	外来	2万円	6,000円

[川野家のデータ]

- ・ 正浩さんは協会けんぽの被保険者であり、標準報酬月額は47万円である。
- ・ 亜樹さんと愛梨さんは、正浩さんの健康保険の被扶養者である。

[70歳未満の高額療養費に係る自己負担限度額（月額）]

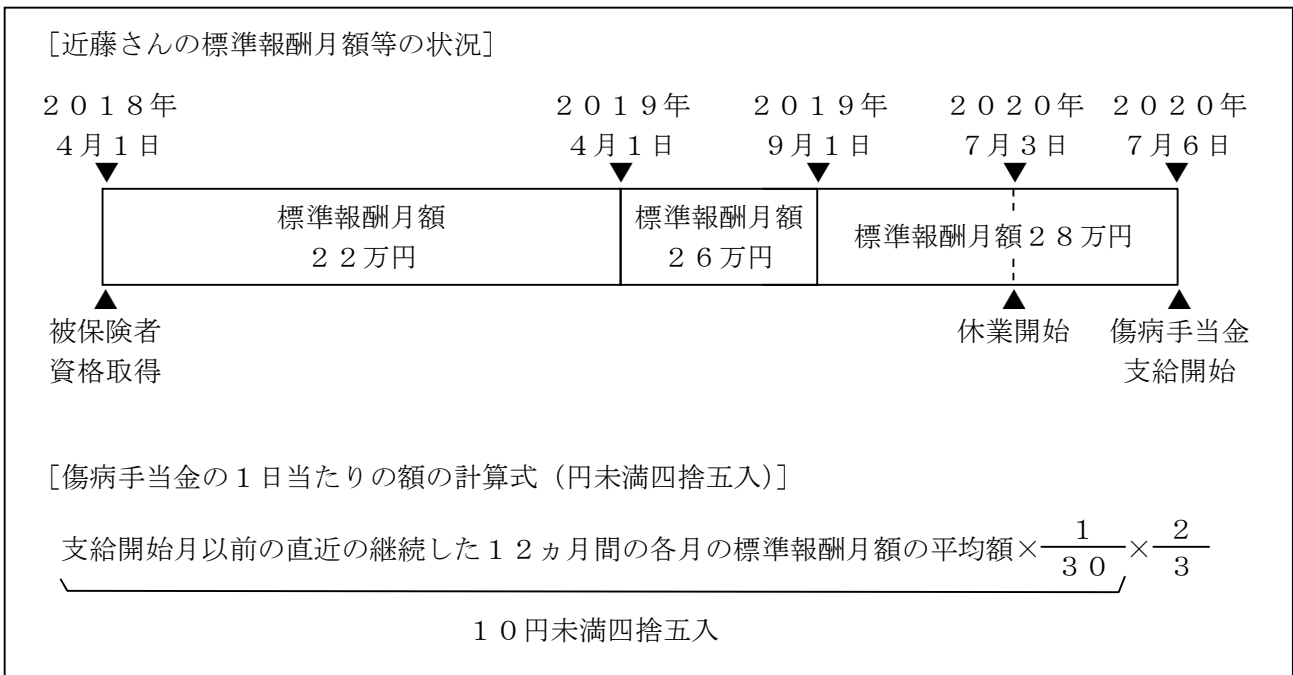
所得区分	自己負担限度額（月額）
標準報酬月額28万～50万円	80,100円+（総医療費－267,000円）×1%

1. 102,370円
2. 119,770円
3. 125,570円
4. 145,870円

(問題 3 1)

(設問B) 協会けんぽの被保険者である近藤さんは、私傷病により労務不能となり、2020年7月3日から7月20日まで連続18日間休業した。7月21日より職場に復帰したが、同一の傷病により再度労務不能となり、2020年8月1日から8月27日まで連続27日間休業した。この場合、近藤さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、近藤さんが請求した傷病手当金の1日当たりの額は以下の<資料>に基づいて計算するものとし、休業期間中の報酬は支払われないものとする。また、近藤さんは傷病手当金の支給要件をすべて満たしているものとする。

<資料>



1. 258,174円
2. 259,854円
3. 276,615円
4. 278,415円

(問題 3 2)

(設問 C) 北村さん (35 歳) は Y B 株式会社に勤務し、協会けんぽの被保険者であったが、2020 年 7 月 31 日に退職し、その後任意継続被保険者となった。以下の <資料> に基づく、北村さんが負担する健康保険料額として、正しいものはどれか。

<資料>

[北村さんのデータ]

- ・ 在職年数 2 年
- ・ 2019 年 9 月から資格喪失までの標準報酬月額 320,000 円
- ・ 北村さんは、病気のため 2020 年 5 月から 6 月にかけて欠勤し、2020 年 5 月から 7 月に支給された給与の平均額は、260,000 円であった。
- ・ 2019 年 9 月 30 日における協会けんぽの全被保険者の標準報酬月額の平均額に基づく標準報酬月額は 300,000 円である。

[保険料額表]

(単位：円)

標準報酬		報酬月額		健康保険料
健康保険等級	月額	以上	未満	
20	260,000	250,000	~ 270,000	25,740
21	280,000	270,000	~ 290,000	27,720
22	300,000	290,000	~ 310,000	29,700
23	320,000	310,000	~ 330,000	31,680

1. 25,740 円
2. 27,720 円
3. 29,700 円
4. 31,680 円

問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

生年月日	男子		女子	
	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭29.4.2～昭30.4.1	—	61歳	—	60歳
昭30.4.2～昭31.4.1	—	62歳	—	〃
昭31.4.2～昭32.4.1	—	〃	—	〃
昭32.4.2～昭33.4.1	—	63歳	—	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	—	〃	—	61歳
昭34.4.2～昭35.4.1	—	64歳	—	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	—	〃	—	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	(65歳)	—	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	〃	—	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	〃	—	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	〃	—	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	〃	—	〃
昭41.4.2以降	—	〃	—	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,630円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 781,700円 \times \frac{\text{20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480月}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 390,900円

[老齢基礎年金の満額] 781,700円

[老齢基礎年金の振替加算額]

受給権者の生年月日	振替加算額
1960（昭和35）年4月2日～1961（昭和36）年4月1日	20,916円
1961（昭和36）年4月2日～1966（昭和41）年4月1日	15,068円

(問題 3 3)

(設問A) 会社員の小坂浩一さんが64歳に達する日に会社を退職する場合、以下の<資料>に基づき浩一さんが受け取ることができる特別支給の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[小坂さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	備考
小坂 浩一	本人	<ul style="list-style-type: none"> 1960 (昭和35)年8月25日生まれ (60歳) 1983 (昭和58)年4月にLA社に入社 (厚生年金加入) し、64歳に達する日まで継続して働く予定である。
小坂 弘子	妻	<ul style="list-style-type: none"> 1962 (昭和37)年12月10日生まれ (57歳) 1985 (昭和60)年4月にLB社に入社 (厚生年金加入) し、1999 (平成11)年3月末日に退職。その後は専業主婦である。浩一さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。

[浩一さんの厚生年金加入歴]

1983年 (昭和58年) 4月

2003年 (平成15年) 4月

入社

60歳

64歳

被保険者期間 240月
平均標準報酬月額 30万円

被保険者期間 208月
平均標準報酬額 55万円

被保険者期間 48月
平均標準報酬額 55万円

※浩一さんに上記以外の公的年金加入期間はない。

1. 1,060,200円
2. 1,140,026円
3. 1,284,725円
4. 1,675,625円

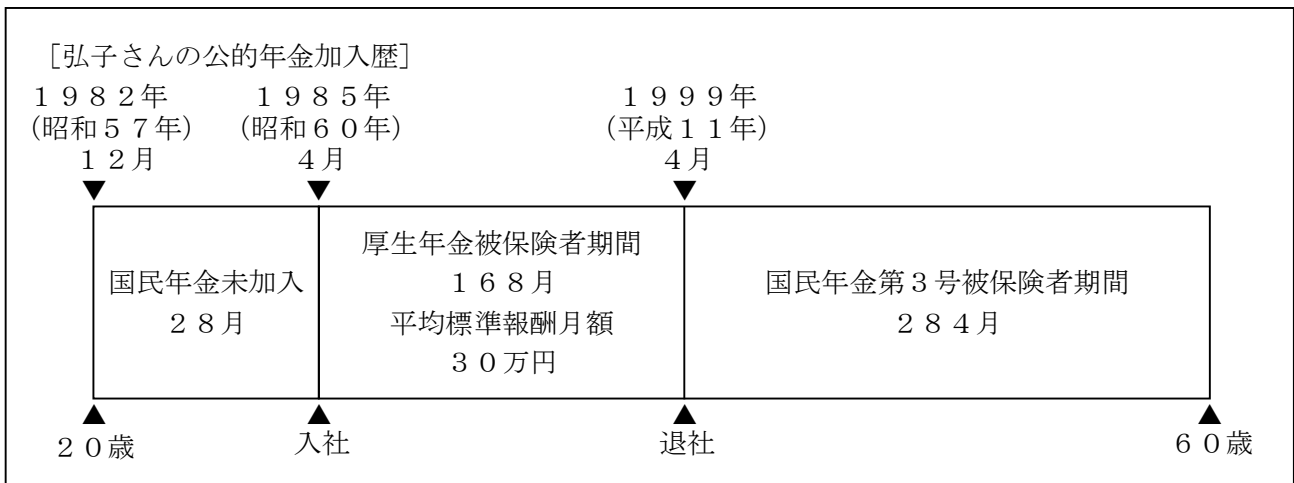
(問題 3 4)

(設問 B) (問題 3 3) の浩一さんが 6 4 歳に達する日に会社を退職する場合、浩一さんが 6 5 歳から受け取ることができる老齢基礎年金の額として、正しいものはどれか。

1. 7 0 6 , 0 5 2 円
2. 7 2 9 , 5 8 7 円
3. 7 5 6 , 4 8 4 円
4. 7 8 1 , 7 0 0 円

(問題 3 5)

(設問 C) (問題 3 3) の弘子さんの公的年金加入歴が以下のとおりである場合、弘子さんが 6 5 歳時に国民年金から受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。



1. 7 3 6 , 1 0 1 円
2. 7 5 1 , 1 6 9 円
3. 7 5 7 , 0 1 7 円
4. 7 9 6 , 7 6 8 円

(問題36)

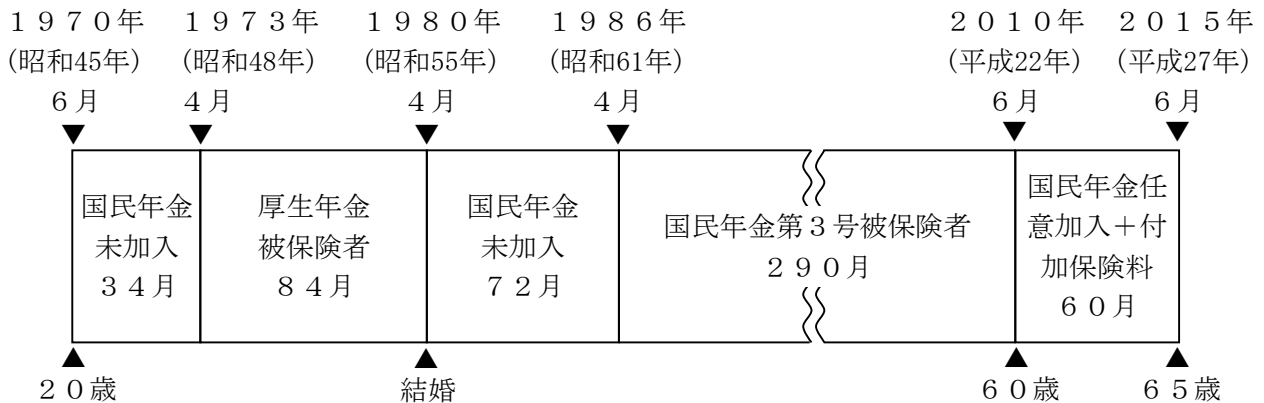
(設問D) 羽田智子さんは、老齢基礎年金の受給開始を5年間繰り下げて、70歳から受け取ることとした。以下の<資料>に基づき、智子さんが70歳から受け取ることができる老齢基礎年金と付加年金の合計額として、正しいものはどれか。

<資料>

[智子さんのデータ]

- ・ 1950(昭和25)年6月3日生まれ(70歳)
- ・ 1970(昭和45)年6月から1973(昭和48)年3月までは、大学生のため国民年金に任意加入していなかった。
- ・ 1980(昭和55)年4月から1986(昭和61)年3月までは夫が厚生年金に加入しており、智子さんは国民年金に任意加入していなかった。
- ・ 60歳から65歳になるまでの5年間、国民年金に任意加入し、その間継続して保険料および付加保険料を納付していた。

[智子さんの公的年金加入歴]



1. 930,823円
2. 934,423円
3. 1,015,638円
4. 1,020,678円

(問題 37)

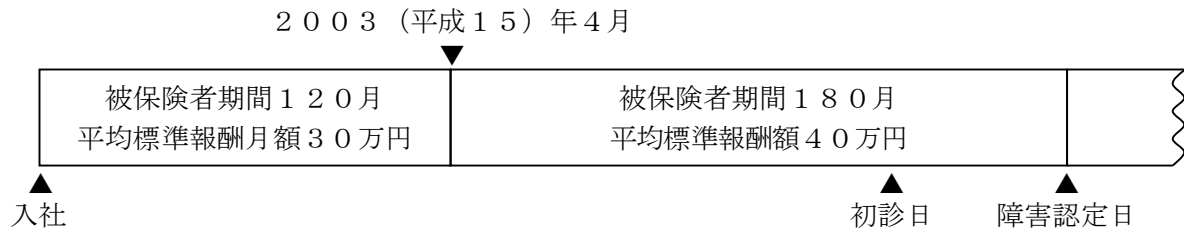
(設問 E) 会社員の青野孝典さんは、事故によって障害の状態となり、現在、障害年金を受給している。以下の<資料>に基づく、孝典さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[孝典さんのデータ]

- ・ 1970 (昭和45) 年11月1日生まれ (50歳)
- ・ 障害等級は2級である。
- ・ 妻 (45歳)、長女 (20歳)、二女 (17歳) および長男 (15歳) と同居しており、いずれの人も孝典さんに生計を維持されている。
- ・ 妻、長女、二女および長男はいずれも障害者ではない。

[孝典さんの厚生年金加入歴等]



[障害厚生年金 (2級) の年金額の計算式]

報酬比例部分の年金額 = ① + ②

① 2003 (平成15) 年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成15) 年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003 (平成15) 年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成15) 年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[配偶者の加給年金額]

224,900円

[障害基礎年金 (2級) の年金額]

781,700円

[子の加算額]

第1子、第2子 1人当たり 224,900円
 第3子以降 1人当たり 75,000円

1. 障害基礎年金	1,231,500円	障害厚生年金	876,032円
2. 障害基礎年金	1,231,500円	障害厚生年金	1,325,832円
3. 障害基礎年金	1,306,500円	障害厚生年金	876,032円
4. 障害基礎年金	1,306,500円	障害厚生年金	1,325,832円

(問題38)

(設問F) MB株式会社に勤務していた村瀬哲弘さんは、2020年10月18日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、哲弘さんが死亡した時点で、妻の美里さんに支給される公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。

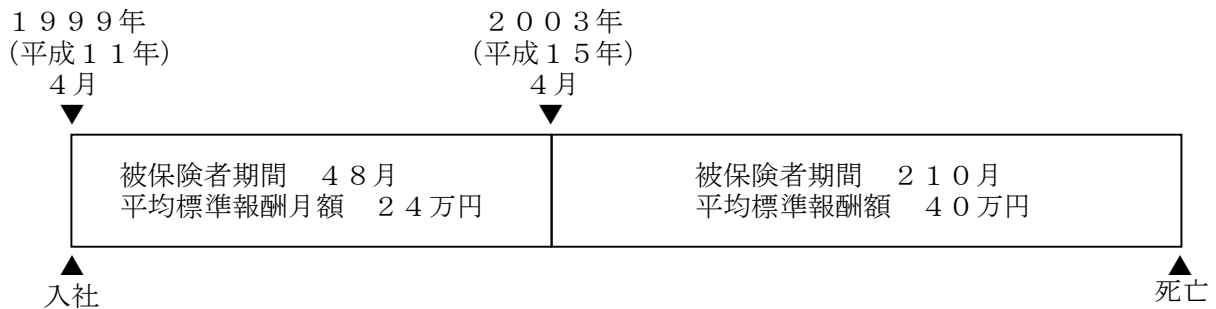
<資料>

[村瀬さん家族のデータ]

氏名	続柄	備考
村瀬 哲弘	夫	<ul style="list-style-type: none"> 1976 (昭和51)年7月14日生まれ (死亡当時44歳) 大学卒業後の22歳から死亡するまでMB社に勤務 (厚生年金加入) していた。
村瀬 美里	本人 (妻)	<ul style="list-style-type: none"> 1980 (昭和55)年3月28日生まれ (40歳) 23歳の時に哲弘さんと結婚し、以後専業主婦として、哲弘さんに生計を維持されていた。
村瀬 正夫	子	<ul style="list-style-type: none"> 2004 (平成16)年2月6日生まれ (16歳・高校生) 哲弘さんに生計を維持されていた。

※美里さんおよび正夫さんは障害者ではない。

[哲弘さんの厚生年金加入歴等]



[遺族厚生年金額の計算式]

$$(\text{①} + \text{②}) \times 3 / 4$$

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

※短期要件に基づく遺族厚生年金の額は、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[中高齢寡婦加算の額]

586,300円

[遺族基礎年金の額]

781,700円

[子の加算額]

第1子、第2子 1人当たり 224,900円

第3子以降 1人当たり 75,000円

1. 1,254,797円
2. 1,413,463円
3. 1,479,697円
4. 2,065,997円

(問題39)

(設問G) 国民年金および厚生年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。
なお、本設問において、子は障害の状態にないものとする。

1. 子の遺族基礎年金の受給権は、その子が祖父母の養子となったときは、消滅する。
2. 寡婦年金の受給権は、受給権者である妻が繰上げ支給による老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。
3. 夫の死亡当時、子がない30歳未満である妻の遺族厚生年金の受給権は、受給権を取得した日から起算して5年を経過したときは、消滅する。
4. 配偶者または子に対する遺族厚生年金は、その配偶者または子の所在が1年以上不明のときは、他の受給権者の申請により、所在不明となった時にさかのぼって支給停止される。

(問題40)

(設問H) 離婚した夫婦間における厚生年金の年金分割制度には合意分割と3号分割がある。年金分割制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 合意分割において厚生年金記録の按分割合について当事者の合意が成立しないときは、当事者のいずれか一方の申立てにより家庭裁判所が按分割合を定めることができる。
2. 年金分割の請求は、原則として離婚が成立した日の翌日から起算して2年以内に行う必要がある。
3. 3号分割は、国民年金の第3号被保険者であった人の相手方が障害厚生年金の受給権者である場合、その障害厚生年金の額の計算の基礎となった期間の分割の請求は認められない。
4. 3号分割は、2008年4月1日以後に離婚した夫婦に限られるが、それより前の国民年金の第3号被保険者期間についても分割される。

問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題4 1)

(設問A) 確定給付企業年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 加入者が掛金の一部を負担することを規約に定めることができる。
2. 老齢給付金の支給要件として、20年を超える加入者期間を規約に定めることができる。
3. 老齢給付金の全部を一時金で支給することを規約に定めることができる。
4. 老齢給付金の支給要件を満たす人であって支給の請求をしていない人が、老齢給付金の支給の繰下げを事業主に申し出ることを、規約に定めることができる。

(問題4 2)

(設問B) 確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問においては企業型確定拠出年金を「企業型」、個人型確定拠出年金を「個人型」という。

1. 個人型に加入している国民年金の第3号被保険者が、老齢給付金を一時金で受け取った場合、その一時金は所得税の計算上、一時所得とされる。
2. 公務員が個人型に加入する場合の掛金の拠出限度額は、年額27.6万円である。
3. 加入者拠出（マッチング拠出）が規約に定められている企業型の加入者は、同時に個人型に加入することができる。
4. 老齢給付金の受給開始年齢は、通算加入者等期間に応じて定められている。

(問題4 3)

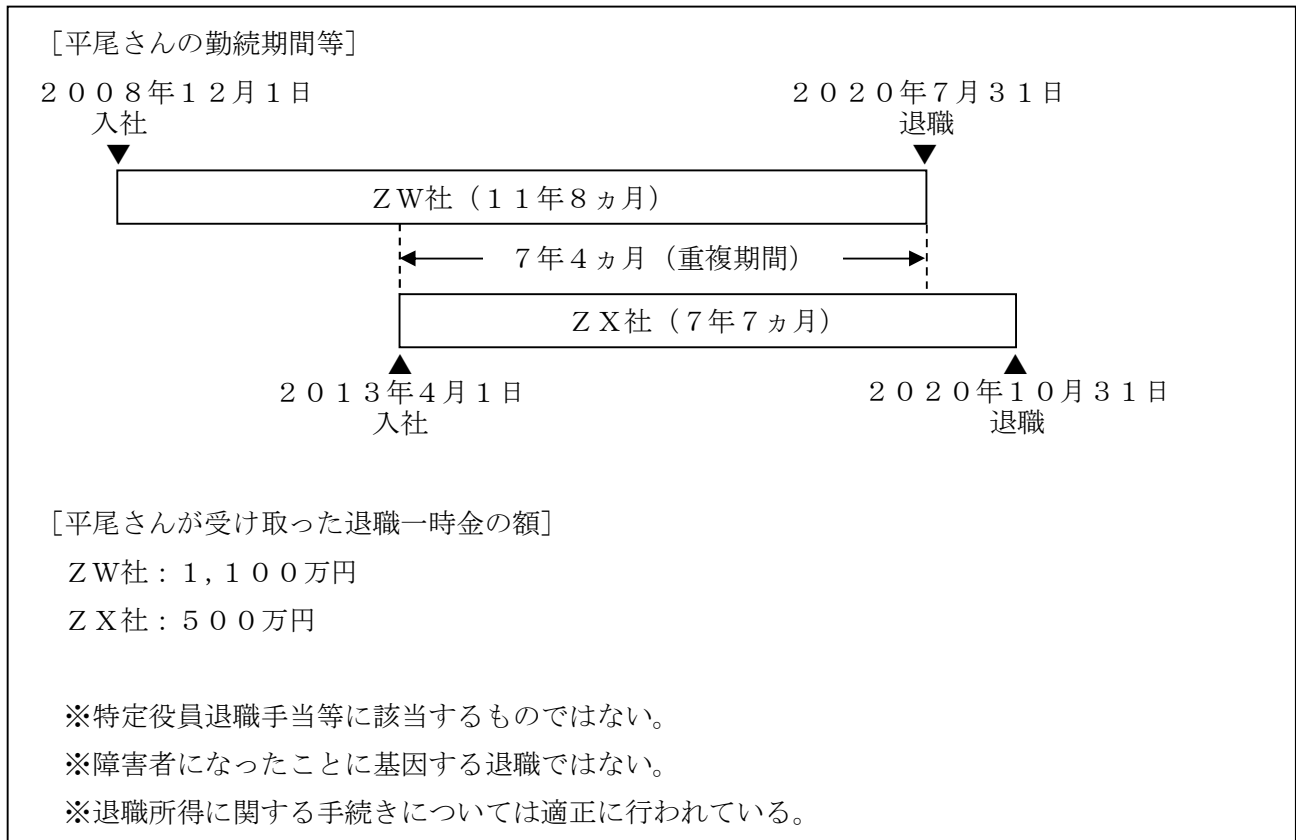
(設問C) 国民年金基金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人であって、国民年金に任意加入している人は、国民年金基金に加入することができる。
2. 国民年金基金の加入員が国民年金の保険料を一部免除される場合、原則として国民年金基金の加入員資格を喪失する。
3. 国民年金基金の加入員は、国民年金の付加保険料を納めることはできないが、個人型確定拠出年金に加入してその掛金を納めることができる。
4. 保証期間のある終身年金に加入していた国民年金基金の加入員が年金受給前に死亡した場合、生計を同じくしていた遺族に国民年金基金から遺族年金が支給される。

(問題 4 4)

(設問D) 平尾さんは、Z W株式会社に勤務し、そのほかに子会社であるZ X株式会社の取締役となっている。平尾さんは、2020年中に定年退職を迎え、両社から退職一時金が支給された。以下の<資料>に基づく、平尾さんの2020年分の所得税に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、このほかに平尾さんに退職所得はない。

<資料>



1. 400万円
2. 440万円
3. 560万円
4. 580万円

(問題 4 5)

(設問 E) 中小法人の役員である大津さん (44 歳) は、老後の生活資金作りのため、小規模企業共済制度への加入を検討中である。以下の<資料>に基づく、大津さんが 65 歳で役員を退任した場合に受け取ることができる基本共済金 (以下「共済金」という) の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[大津さんの加入内容等]

- ・ 45 歳から 65 歳になるまで 20 年間加入
- ・ 65 歳で役員を退任し、共済金を一括で受け取る
- ・ 掛金月額推移

45 歳加入時から	10,000 円
50 歳から	30,000 円 (20,000 円増額)
60 歳から	60,000 円 (30,000 円増額)

[共済金に関する事項]

共済金の額は、請求事由、掛金月額、掛金納付月数によって決まる

共済金 A : 法人役員については、法人が解散したとき

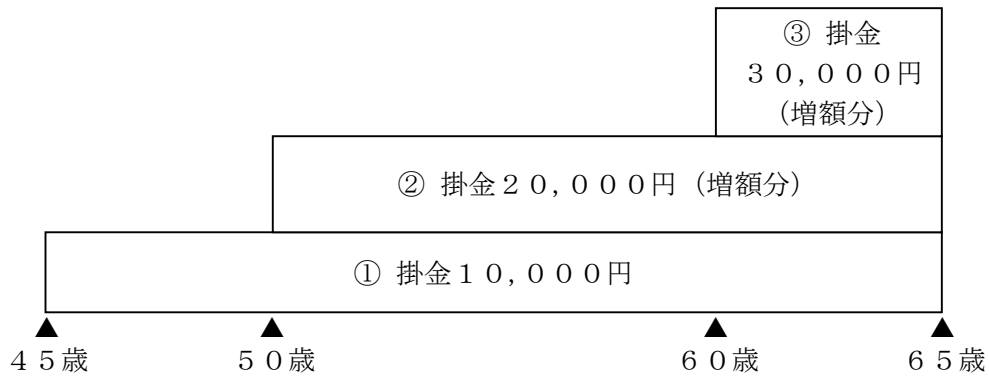
共済金 B : 法人役員については、疾病、負傷により退任したとき、65 歳以上で退任したとき、死亡したとき、180 月以上掛金を払い込んだ者が 65 歳以上になったとき

[掛金 1 口 (500 円) 当たりの共済金の額]

掛金納付月数	共済金 A	共済金 B
60 月	31,070 円	30,730 円
120 月	64,530 円	63,040 円
180 月	100,550 円	97,020 円
240 月	139,320 円	132,940 円
360 月	217,400 円	210,590 円

[大津さんの掛金月額の変遷と共済金計算のイメージ図]

受取合計額=①、②、③に対応する金額の合計



[共済金の計算例]

- ・ 掛金月額10,000円 (20口=10,000円÷500円) の場合、加入から5年(60月)目における共済金Aの額は、31,070円×20口=621,400円となる。
- ・ 加入中に掛金を増額している場合の共済金の額は、増額前の掛金月額とその納付月数、増額部分の掛金月額とその納付月数についてそれぞれ計算を行い、それらを合計した額となる。

1. 8,084,600円
2. 8,383,400円
3. 8,545,000円
4. 8,672,600円

問10

中小法人の資金計画等に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題46)

(設問A) 以下の<資料>に基づく、YD株式会社の資金繰りに関する下表の空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。

<資料>

[YD社の売上と仕入の実績]

	7月	8月	9月	10月
現金売上	500万円	600万円	500万円	400万円
掛売上	2,200万円	2,400万円	2,500万円	2,000万円
掛仕入	1,600万円	1,800万円	2,000万円	1,500万円

[YD社の取引条件]

- 売上は現金売上および掛売上によるものとし、仕入はすべて掛仕入とする。
- 掛売上の回収
 - ・ 売上の翌月25日に、代金の6割を現金で受け取り、4割を手形で受け取るものとする。
 - ・ 手形の振出日から支払期日までの期間は1ヵ月であり、期日に決済されるものとする。
- 掛仕入の支払
 - ・ 仕入の翌々月25日に、代金の5割を現金で支払い、5割を手形で支払うものとする。
 - ・ 手形の振出日から支払期日までの期間は2ヵ月であり、期日に決済されるものとする。

[YD社の資金繰り表(一部)]

	9月末日	10月末日
現金残高	1,000万円	(ア)万円

※現金残高の計算は、上記の取引のみを考慮するものとする。

1. 2,000
2. 2,160
3. 2,960
4. 3,860

問 1 1

CFP[®]認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する最近の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 7)

(設問A) 野村光男さんは、公証役場に出向き、以下の<条件>に基づいて、公正証書遺言1通を作成する予定である。<公正証書作成手数料の表>に基づいて計算した手数料の合計額として、正しいものはどれか。なお、公正証書の枚数による手数料の加算は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 光男さんの相続人は、妻と長男および二男である。
- ・ 光男さんの所有財産は下表のとおりであり、現金の合計額は8,000万円である。
- ・ 宅地、建物の評価額および取得予定者は下表のとおりである。
- ・ 相続税評価額の総額の2分の1に相当する額の財産を妻が、各4分の1に相当する額の財産を長男および二男が取得できるよう、現金を分割する。
- ・ 祭祀主宰者は指定しない。

[遺産分割とその価額]

取得予定者	財産	固定資産税評価証明書を 基にした評価額	相続税評価額
妻	甲宅地上の建物	1,800万円	1,800万円
	乙宅地上の建物	1,400万円	1,400万円
	現金	—	****万円
長男	甲宅地	3,100万円	3,500万円
	現金	—	****万円
二男	乙宅地	2,700万円	3,300万円
	現金	—	****万円
合計		—	18,000万円

※問題作成の都合上、表の一部を「****」にしてある。

＜公正証書作成手数料の表＞

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に5,000万円までごとに 13,000円を加算
3億円を超え10億円以下	95,000円に5,000万円までごとに 11,000円を加算
10億円を超える場合	249,000円に5,000万円までごとに 8,000円を加算

※宅地および建物に係る目的の価額は、固定資産税評価証明書を基にした評価額によるものとする。

※相続人ごとに目的の価額を算出してそれぞれの手数料を算定し、その合計額が公正証書作成手数料の額となる。

※遺言加算：1通の公正証書遺言における目的の価額の合計額が1億円を超えないときは、11,000円を加算する。

1. 69,000円
2. 101,000円
3. 115,000円
4. 134,000円

(問題48)

(設問B) 任意後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意後見契約の締結は、公正証書によらなければならない。
2. 任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから効力を生ずる。
3. 任意後見契約は、委任者本人が受任者に対し、財産管理等に関する事務の全部または一部を委託し、その委託に係る事務について同意権および取消権を付与する契約である。
4. 任意後見監督人は、任意後見人の事務または委任者本人の財産の状況を調査することができる。

(問題 49)

(設問C) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」に基づくサービス付き高齢者向け住宅に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 各居住部分の床面積は、原則として30 m²以上でなければならない。
2. 事業者は、状況把握(安否確認)サービスと生活相談サービスを提供しなければならない。
3. 事業者は、賃貸借方式の契約の場合、入居時に敷金を入居者から受領することができる。
4. 一定の要件を満たしている場合、事業者は入居者から家賃や高齢者生活支援サービスの対価を前払金で受け取ることができる。

(問題 50)

(設問D) 低所得の高齢者向けに、居住している不動産を担保として生活資金を貸し付ける「不動産担保型生活資金貸付制度(要保護世帯向けを除く)」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 貸付けの対象となる世帯の構成員は、原則として65歳以上でなければならない。
2. 連帯保証人は、不要である。
3. 賃借権等の利用権や抵当権等の担保権が設定されている不動産を担保とすることができない。
4. 貸付契約終了前に貸付元利金が貸付限度額に達した場合でも、契約の終了まで担保となっている住宅に住み続けることができる。